令和6年9月能登半島大雨災害義援金の受付について

令和6年9月の能登半島大雨災害により被災された方々を支援するため、日本赤十字社において義援金の受付が開始されました。皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。 なお、義援金受入口座は下記のとおりです。

- I 義援金受入口座(日本赤十字社が開設)
 - (1) 義援金名 令和6年9月能登半島大雨災害義援金
 - (2) 受付期間 令和6年9月25日(水)~令和7年3月31日(月)
 - (3) 義援金受入口座
 - ①ゆうちょ銀行・郵便局

金融機関名 ゆうちょ銀行

口座記号番号 00190-8-364938

口座加入者名 日赤令和6年9月能登半島大雨災害義援金

※窓口での振り込みの場合は、振込手数料が免除されます。

(ATM による通常払込み及びゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数がかかります。)

- ※払込取扱票の口座名義欄への記載は、「日赤 R6.9 能登大雨義援金」でも取扱可能です。
- ※ゆうちょ銀行の振込用紙の半券が、受領証の代わりとして、税制上の措置が 受けられます。

②都市銀行

三井住友銀行 すずらん支店 普通 27875 | I 三菱 UFJ 銀行 やまびこ支店 普通 2 | 0550 | みずほ銀行 クヌギ支店 普通 0620685

- ※口座名義はいずれも「日本赤十字社(ニホンセキジュウジシャ)」
- ※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。
- ※銀行振込の際の利用明細書が、受領証の代わりとして、税制上の措置が受けられます。

③石川県支部専用口座

北國銀行 県庁支店 普通 30420

※口座名義は「日本赤十字社石川県支部支部長 馳 浩 (ハセ ヒロシ)」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

- ※銀行振込の際の利用明細書が、受領証の代わりとして、税制上の措置が受けられます。
- ※受領証発行をご希望される場合は、下記ホームページをご覧ください。 https://www.jrc.or.jp/contribute/help/20240925/